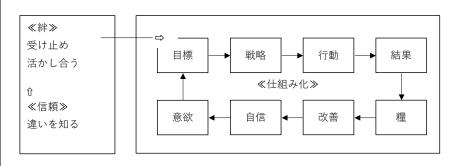
事業運営会議体

NPO法人 日本-アジア・アフリカ-環境・エネルギー協会

会議体	権能・議決事項	開催	招集者	参加資格	議長・署名	議決	備考
- 400 A	◎ 目立在用法中機則						● 適用関係法令
■ 総会	◎ 最高意思決定機関						等に準拠する
	この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種(第19条)						
		-					*特定非営利活動促進法
□ 通常総会	(1) 定款の変更	1回/毎年			出席者した社員		及び〜規則/条例〜
	(2) 解散	(第22条)			(正会員) の中		
	(3) 合併		理事長		から <u>議長選出</u>		*定款第5章
	(4) 事業計画及び予算に関する事項		(第23条)		(第24条)	出席者した	
	(5) 事業報告及び決算に関する事項					社員 (正会員)	
	(6) 役員の選任等に関する事項	社員 (正会員)				の過半数を	▼議決について、特別の
	(7) 入会金及び会費に関する事項	総数の 1/2 以上		社員 (正会員)		もって決し	利害関係を有する正会員
	(8) 長期借入金に関する事項	出席で可		(第20条)		可否同数の	は、その議事に加わるこ
	(9) 事務局の組織等及び運営に関する事項	(第25条)				ときは議長	とができない
	(10) その他、この法人の運営に関する重要事項(第21条)		ただし監事からの招集の場	市改巳目		が決す (第26条)	(第27条)
 □ 臨時総会	上記(1)~(10)に関連する緊急事項		合は除く	争伤问文	議事録署名	(第20米)	
	上記(1)~(10)に関連する系忌事項		口は除く		<u> </u>		▼賛助会員•特別会員は
	(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき(第22条第2項)	_			(第28条)		♥ 質め 五気 下が 五気は 傍聴することができる。
	(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載し	た書面をもって			(新20米)		(議長指名で発言可)
	招集の請求があったとき(第23条)	,сашебус					(BCC) FIG. (C)
	(3) 監事により招集の請求があったとき(第22条第2項)						
■ 理事会	◎ 団体の目的や役割の定義、目標設定を行い、事業方針(案)を決						* 定款第 6 章
■ 埋事云	定し総会後の事業執行機関	次の各号の一に					↑ 足級免 0 早
	◎ 組織基盤づくり (人と資金の安定確保)	該当する場合		役員(理事・監事)		理事総数の	●理事全員=経営責任者
				(第29条)		過半数をも	○事務局長=運営責任者
	(1) 総会に付議すべき事項	理事総数の			理事長	って決し、	
	(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項	過半数(第34条)			(第33条)	可否同数の	▼議決について、特別の
	(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行にに関する事項(第30条)]	理事長	事務局長		ときは議長	利害関係を有する正会員
	(1) 理事長が必要と認めたとき		(第23条)			が決す	は、その議事に加わるこ
	(2) 理事総数の 4分の 3 以上から会議の目的である事項を記載した	書面乂は電磁的方			議事録署名	(第35条)	とができない。
	法をもって招集の請求があったとき	W+ + 1. +			人 2名選出		(第36条)
	(3) 役員の(職務)第15条第5号の規定により監事から招集の請求: (第31条)	かめつにとさ			(第37条)		▼賛助会員•特別会員は 傍聴することができる。
	(第31年)						(議長指名で発言可)
							(成及旧名で元日刊)
■ 事業活動	◎ アジア・アフリカの発展途上国への技術協力						
促進会							【NPO法人申請等窓口
	◎ プロジェクトチームは、次の3種とし、 <u>各々のチームに統括者を置く</u> 。	必要に応じて		会員			所轄庁】
		適時開催		\downarrow			
	(1) 東南アジア・プロジェクトチーム			正会員			横浜市市民局
	(2) 南アジア・プロジェクトチーム		各チーム	賛助会員			市民協働推進課
_ ,,,	(3) アフリカプロジェクトチーム		統括者	特別会員		出席者の内	NPO法人担当
口促進会戦略			7.1.	24.781-		過半数をも	
の6つの	各々のチームには、国別のプロジェクトマネージャーを置き、国際協力活動の事業を行る「「東業」等に多り		又は	並びに		って決す。	〒231-0005
ステップ	力活動の事業を行う【(事業)第5条】			国際協力	国別プロジェクト	なお、 同数のときは	横浜市中区本町6-50-10 新市庁舎1階
1. 組織使命	(1) プロジェクトチーム構築		国別	国際協力 日本企業	フロンェクト	回数のとさは 議長が決す	新市庁害1階 市民協働推進センター
1. 心中似文印	し、フロシェクトデーム情報i、3種のプロジェクトチーム統括者の選定		プロジェクト	日华正未		成以ガバケリ	(NPO受付カウンター)
2. 現状把握	i . 5曜のプロフェッドケー 公前5百年の歴史 ii . 国別プロジェクトマネージャー選定		マネージャー				TEL 045-671-4737
20 / (10 JE					議事録署名		FAX 045-223-2032
3. 実現仮設	iv. 応募書策定役割分 ※2		又は		人 2名選出		E-mail:
							sh-npo@city.yokohama.jp
4. 成果目標	② 事業活動 (JICA又はJETROとの協働)						【横浜NPO検索】
			事務局長	事務局職員			
5. 財源基盤	◎ プロジェクトチームの議決した事項 ※1.2						▼外務省国際協力局
	(理事会に付議すべき議案事項)						民間援助連携室
6. 組織基盤	(1) 開発協力事業申請書(企画立案·実施) * 1						・日本NGO連携無償資金
	(2) 事業計画書等 *2						協力 *1
	(3) 草の根技術協力事業 事業提案書 *3						・国際開発協力関係民間
	(4) 中小企業・SDGsビジネス支援事業 企画書 *4						公益団体補助金 *2
	(NPO職員としてサブコンサルタントで参画)						(NGO事業補助金)

▼組織開発サイクル

【対話力】 【成長力】進化し続ける組織観人や組織についで悩まなくて、よい日が訪れることはない。!



- 現在の生命体(人類の歴史経緯からの考察)【参考】
- 1. 信頼で結びついている。指示命令系統なくてもよい。
- 2. 多様性の尊重
- 【参照】▽ 事業運営組織体制
 - ▽ 草の根技術協力事業体制(草の根協力支援型)〈その1、その2〉
 - ▽ 中小企業・SDGsビジネス支援事業体制
 - ▽ 国際協力の活動推進体制〈東南アジア 南アジア アフリカ〉

▼独立行政法人 国際協力機構(JICA)

- ・草の根協力支援型 *3 ・案件化調査又は
- 普及実証事業 *4 ▼独立行政法人日本貿易
- 振興機構(JETRO)